

---

プロジェクト **金融商品：一般ヘッジ**

項目 **改訂 IFRS 第 9 号（一般ヘッジ）の概要**

---

### 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会 (IASB) が 2013 年 11 月に公表した IFRS 第 9 号「金融商品 - ヘッジ会計及び IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の修正」（以下「本基準」という。）の概要を報告することが本資料の目的である。

### 経緯

2. IASB では、金融商品会計見直しのプロジェクト（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（金融資産・負債と、ある種の非金融商品を売買する契約の認識と測定の要件を定めている現行基準）改訂プロジェクト）を 3 つのフェーズに分けて進めている。ヘッジ会計プロジェクトは、その第 3 フェーズ<sup>1</sup>である。
3. 改訂は「一般ヘッジ会計」と「マクロヘッジ活動の会計」に分けて実施されている。「一般ヘッジ会計」は 2010 年 12 月に公開草案が公表された。2011 年 4 月から寄せられたコメントに基づく再審議を行い、暫定決定事項をもとにレビュードラフトが 2012 年 9 月に IASB のウェブサイト公表され、その後の審議を踏まえて、2013 年 11 月に本基準が公表された。
4. 一方、「マクロヘッジ活動の会計」は 2011 年 9 月より実質的審議が開始された。2014 年第 1 四半期にディスカッション・ペーパーの公表を予定している。
5. ヘッジ会計プロジェクトは IASB の単独プロジェクトとして実施されている。米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2010 年 5 月に金融商品会計の包括改訂案を会計基準更新書案として公表しているが、その中でヘッジ会計の改訂は非常に限定的な

---

<sup>1</sup> 第 1 フェーズは、「分類及び測定」で、2009 年 11 月に資産サイドのみが最終基準化され、IFRS 第 9 号として公表された。その後、2010 年 10 月に負債サイドを取り込んだ IFRS 第 9 号の改訂がなされている。ただし、その後の実務上のフィードバックと FASB とのコンバージェンスの観点から、限定的な修正が検討されている（2012 年 11 月に公開草案を公表）。第 2 フェーズは「償却原価及び減損」で、2013 年 3 月に再公開草案が公表され、現在、最終基準化に向けた検討が行われている。

ものとなっている。IFRS 第9号とFASBの会計基準更新書案には大きな乖離があるが、現在までのところ、収斂に向けての協議は行われていない。

### 本基準に含まれる内容

6. 本基準には、一般ヘッジ会計で検討された項目の他、次の内容が反映されている。
- (a) 分類及び測定フェーズで検討された項目の一部
    - (i) 公正価値オプションを金融負債に適用する場合の信用リスク部分のOCI処理を個別に適用可能とする取扱い
    - (ii) IFRS 第9号の強制発効日（2015年1月1日）の撤廃
  - (b) 2013年6月に公表されたデリバティブの更改に関するIAS第39号の修正

### 一般ヘッジ会計に関する基準見直しの全体像

7. 今回のプロジェクトでは、「ヘッジ会計を、企業のリスク管理により密接に整合させることで、財務諸表利用者にとってより目的適合性のある情報をもたらす」ことを目標にヘッジ会計の大幅な見直しが行われている。
8. IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」から変更が行われた主な項目と概ね変更がない項目は、次のとおりである。

	内 容
主要な変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヘッジ手段に、FVPLの非デリバティブが追加される。</li> <li>• ヘッジ対象に、デリバティブと非デリバティブの組合せが含まれる。</li> <li>• 非金融商品について、一定の要件の下、一部のリスク要素についてのヘッジが認められる。</li> <li>• ヘッジ対象のうちの一部の金額を指定する方法として、階層指定を予定取引以外にも認める。</li> <li>• ヘッジ有効性テストは、80～125%のブライトラインを廃止し、経済的な相殺の達成に焦点を当てたものとする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヘッジ有効性評価は将来に向かって行われる。</li> <li>• ヘッジ有効性にバランス再調整の取扱いが導入される。</li> <li>• ヘッジ関係の任意の中止はできない。</li> <li>• グループとして一緒に管理されている場合、一定の要件の下、現行よりも幅広くグループでのヘッジが認められる。</li> <li>• オプションの時間的価値は一旦 OCI とされ、取引関連か期間関連かに分けて取り扱う。</li> <li>• 非金融商品に関する自己使用の契約について、公正価値オプションが認められる。</li> <li>• クレジット・デリバティブを使用した信用リスク管理について、公正価値オプションが認められる(当初認識後の指定も可)。</li> </ul>
IAS 第 39 号から引き継がれる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 海外営業活動体の純投資に対するヘッジの取扱い</li> <li>• ヘッジの開始時に、ヘッジ関係等に関する公式な指定及び文書化</li> <li>• ヘッジ会計の手法及び非有効部分の純損益での認識(ただし、資本性金融商品の OCI オプションをヘッジ対象とする場合及び一部のベースアジャストメントの取扱いを除く)。</li> <li>• オプションの本源的価値のみをヘッジ手段とすることが認められること(先渡契約の直物要素について同じ)</li> <li>• ある項目の構成要素をヘッジ対象として指定する場合、その構成要素は項目全体のキャッシュ・フローの合計額以下であること</li> </ul>

## 主要な変更点

(目的)

9. IAS 第 39 号では、ヘッジ会計の目的について明確な定義はなかった。これに対して、本基準では、「ヘッジ会計の目的は、財務諸表において、企業のリスク管理活

動の影響を表現することである。その活動とは、純損益（又は、5.7.5項に従って公正価値変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品に対する投資の場合には、その他の包括利益）に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる活動である。」(6.1.1項)としている。リスク管理活動には、純損益に影響を与える可能性のあるものだけでなく、FVOCIに指定される資本性金融商品に対する資本変動の管理活動も含まれる。

(ヘッジ手段)

10. IAS 第 39 号では、デリバティブがヘッジ手段として適格とされ、また、為替リスクのヘッジについては、非デリバティブ金融資産又は非デリバティブ金融負債のうち為替リスク要素がヘッジ手段として適格であるとされる。
11. 本基準では、これに加えて、FVPL の非デリバティブ金融資産又は非デリバティブ金融負債をヘッジ手段として指定することができる(6.2.2項)。ただし、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債のうち、当該負債の信用リスクに起因する公正価値の変動の金額を OCI に表示するものは除かれる。

(ヘッジ対象 - デリバティブとの組合せのエクスポージャー)

12. 認識された資産又は負債、未認識の確定約定、可能性が非常に高い予定取引及び在外営業活動体に対する純投資がヘッジ対象として適格である点に変更がない。これらに加えて、本基準では、ヘッジ対象として適格なエクスポージャーとデリバティブの組合せである合計エクスポージャー (an aggregated exposure) も、ヘッジ対象として指定することができる(6.3.4項)。

合計エクスポージャーの例

B6.6.3 項

- (a) 企業は、非常に可能性の高い 15 か月後の一定量のコーヒーの購入を、価格リスク (米ドルによる) に対して、15 か月のコーヒー先物契約を用いてヘッジすることができる。非常に可能性の高いコーヒーの購入とコーヒー先物契約との組合せは、リスク管理目

的、15 か月後の固定金額の米ドルの為替リスク・エクスポージャーと見ることができ（すなわち、15 か月後の固定金額の米ドルの現金流出と同様）。

- (b) 企業は、外貨建の10年の固定金利債務の期間全体の為替リスクをヘッジすることができる。しかし、企業はその機能通貨における固定金利エクスポージャーを短期又は中期（例えば、2年）のみとし、満期までの残り期間については機能通貨における変動金利エクスポージャーとする必要がある。2年ごとの各期末に（すなわち、2年ごとの更新で）、企業は次の2年間の金利エクスポージャーを固定する（金利水準が企業が固定したい水準である場合）。このような状況において、企業は10年の固定から変動への金利通貨スワップを締結して、固定金利の外貨建債務を変動金利の国内通貨建債務と交換する場合がある。これに2年の国内金利スワップ（国内通貨ベースで、変動金利債務を固定金利債務に交換する）が重ねられている。実質上、固定金利の外貨建債務と10年の固定から変動への金利通貨スワップの組合せは、リスク管理目的上、国内の10年の変動金利債務と見られる。

（ヘッジ対象 － リスク要素）

13. IAS 第39号では、金融商品は、契約書上で明記されているか否かを問わず、独立して識別でき、かつ、信頼性をもって測定できるときは、リスク要素ごとのヘッジが認められていた。しかし、非金融商品については、為替リスクを除き、リスク要素ごとのヘッジが認められていなかった<sup>2</sup>。
14. これに対して、本基準では、特定の市場構造に照らした評価に基づき、リスク要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合には、金融商品か否かを問わず、ある項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち特定のリスク要素に起因する部分をヘッジ対象とすることができるとされている（6.3.7項(a)、B6.3.8項他）。

<sup>2</sup> 同様の取扱いが設けられているFASB基準書第133号「デリバティブ商品及びヘッジ活動の会計」では、その理由として、非金融商品に関する要素の価格については、一般的に、その項目の価格に対して、予測可能で分離して測定可能で、例えば、市場金利が債券価格に与える影響と比較可能な影響を持たないとしている。

(ヘッジ対象 — 階層指定)

15. ヘッジ対象のうち一部の金額をヘッジ指定する方法には、比例指定と階層指定がある。IAS 第 39 号では、比例指定については予定取引、確定約定ともに認めているが、階層指定は予定取引についてしか認めていない。
16. これに対して、本基準では、予定取引以外についても、階層指定を認めることとされている (6.3.7 項(c)) が、以下のような制限が設けられている。
- (a) 階層要素を公正価値ヘッジにおいて指定する場合には、企業は定義された名目金額の中から階層要素を特定しなければならない (B6.3.19 項)。
  - (b) 期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、期限前償還オプションの公正価値がヘッジされるリスクの変動の影響を受ける場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象としての指定に適格でない。ただし、指定された階層が、ヘッジ対象の公正価値の変動を算定する際の関連する期限前償還オプションの影響を含んでいる場合を除く。(B6.3.20 項)

(ヘッジ会計の適格要件 — 有効性の判定)

17. IAS 第 39 号では、ヘッジが継続的に評価され、実際に非常に有効であったと判断されていることが要求される。非常に有効であるとみなされるのは、(a)ヘッジ開始時及びその後の期間において、ヘッジが指定されている期間中のヘッジされているリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動の相殺を達成する際に、ヘッジが非常に有効であると見込まれ、かつ、(b)ヘッジの実際の結果が 80%から 125%の範囲内にある(「ブライトラインテスト」と呼ばれることがある)場合、とされる。
18. これに対して、本基準では、いわゆるブライトラインテストを廃止し、ヘッジ有効性に関して、次のすべてを満たしていることを要求している (6.4.1 項(c))。
- (a) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること。
  - (b) 信用リスクの影響が、ヘッジの経済的関係から生じる価値変動に著しく優越す

るものではないこと。

(c) ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じるものと同じであること。

19. ヘッジ有効性の判定は、ヘッジ関係の開始時及び継続的に行われるが、その評価は、ヘッジ有効性に関する予想に係るものであるため、ひたすら将来予測的なものとされる (B6. 4. 12 項)。

(適格ヘッジの処理 — 基本的な処理)

20. 本基準におけるヘッジ会計の手法に関しては以下のとおりで、基本的に IAS 第 39 号と変更はない。

21. ただし、ヘッジ対象が OCI オプションの資本性金融商品の場合、ヘッジ手段に係る利得及び損失は OCI で認識することとされる (6. 5. 8 項(a))。これにより、非有効は OCI で認識される。

22. また、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベシスアジャストメントの取扱いが修正されている。予定取引のヘッジがその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に係る予定取引が公正価値ヘッジとなる確定約定となった場合、キャッシュ・フロー・ヘッジの繰延べ額 (reserve) を直接、資産又は負債の当初原価又はその他の簿価に含めることとされた (6. 5. 11 項(d) (i))。IAS 第 39 号では、OCI のまま据え置くか、資産又は負債の当初原価その他の簿価に含めるかは、会計方針として選択することとされている (IAS 第 39 号 98 項)。

【図表1】ヘッジ会計の手法

	公正価値ヘッジ (資本性金融商品に関する OCI オプションは 21 項参照)	キャッシュ・フロー・ ヘッジ	在外営業活動体への純 投資ヘッジ
ヘッジ対象	ヘッジ対象のヘッジ利得又は損失により、ヘッジ対象の簿価を調整するとともに、純損益を認識。	ヘッジに係る処理なし。	ヘッジに係る処理なし。
ヘッジ手段	ヘッジ手段に係る利得又は損失を純損益に認識。	ヘッジ手段に係る利得又は損失は、ヘッジ対象の公正価値のヘッジ開始時からの累積変動を上限として、OCI に認識。それ以外の部分は、ヘッジ非有効部分として、純損益に認識する。	ヘッジ手段の利得又は損失のヘッジ有効部分は OCI に認識する。非有効部分は純損益に認識する。
相殺方法	純損益で相殺	ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響するタイミングに合わせて、OCI に繰り延べた金額を純損益に組み替える。(ベースアジャストメントについては、22 項参照。)	在外営業活動体の処分又は部分的な処分の際に、累積されたヘッジ手段の利得又は損失(ヘッジ有効部分)を、資本から純損益にリサイクルする。

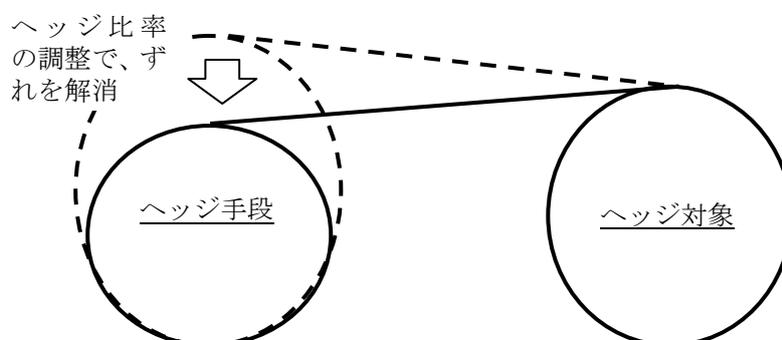
(適格ヘッジの処理 - バランス再調整)

23. IAS 第 39 号では、17 項の結果、非常に有効であると判断されない場合には、ヘッジの有効性に準拠していることが立証された最後の日から<sup>3</sup>、将来に向かってヘッジ会計を中止する (IAS 第 39 号 91 項(b)、AG113 項)。

<sup>3</sup> ヘッジ関係が有効性の要件を満たさなくなる原因となった事象又は状況変化を識別していて、それまではヘッジは有効であったと立証する場合には、その事象又は状況変化の日からヘッジ会計を中止する (IAS 第 39 号 AG113 項)。

24. これに対して、本基準では、バランス再調整の取扱いが取り入れられている。バランス再調整とは、ヘッジ有効性の要求に従ったヘッジ比率を維持する目的で、すでに存在しているヘッジ関係のヘッジ対象又はヘッジ手段の指定された量に加えられる調整を指す（B6.5.7項）。ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求を満たさなくなったが、その指定されたヘッジ関係についてのリスク管理目的（27項参照）は依然として同じ場合には、企業は、適格要件を再び満たすようにバランス再調整を行わなければならないとされる（6.5.5項）。通常、バランス再調整は、企業が実際に使用しているヘッジ手段及びヘッジ対象の量の調整を反映すべきであるが、ヘッジ比率がヘッジ非有効部分を作り出すような不均衡を反映する場合には、実際に使用しているヘッジ手段又はヘッジ対象の量から生じるヘッジ比率を調整しなければならないとされる（B6.5.14項）。

【図表2】 バランス再調整のイメージ  
（ヘッジ手段を調整する場合）



（適格ヘッジの処理 — ヘッジ会計の中止）

25. IAS 第 39 号では、(a)ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、(b)有効性要件等の適格要件を満たさない場合、(c)企業が指定を取り消した場合、に、将来に向かってヘッジ会計を中止するとされている（IAS 第 39 号 91 項、101 項）。
26. これに対して、本基準では、企業は、ヘッジ関係又はヘッジ関係の一部が適格要件

を満たさなくなった場合（ヘッジ関係のバランス再調整考慮後）にのみ、ヘッジ会計を中止しなければならないとされる（6.5.6 項）。ヘッジ関係の中止は、その全体が中止される場合と一部が中止される場合がある（B6.5.25 項）。全体が中止される場合には、

- (a) ヘッジ関係が、ヘッジ会計に適格となった根拠であるリスク管理目的に合致しなくなった場合
- (b) ヘッジ手段が売却又は終結となった場合
- (c) ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係が存在しなくなった場合又は信用リスクの影響が当該経済的関係から生じる価値変動に優越するようになった場合

が含まれる（B6.5.26 項）。また、ヘッジ関係の一部が中止されるのは、ヘッジ対象の分量が減少するなど、ヘッジ関係の一部のみが適格要件を満たさなくなった場合である（B6.5.27 項）。

27. 企業は、ヘッジ会計に適格となった根拠であるリスク管理目的に依然として合致しており、他の適格要件のすべてを引き続き満たしている場合には、ヘッジ関係の中止はできないとされ（B6.5.23 項）、任意の中止はできない。ここでいう「リスク管理目的」とは、特定のヘッジ関係について、ヘッジ対象に指定した特定のエクスポージャーをヘッジするために指定した特定のヘッジ手段をどのように使用するのかに関するものであり、企業がリスクをどのように管理するかを決定するより上位のリスク管理戦略とは区別される（B6.5.24 項）。

【図表 3】 リスク管理目的・有効性要件と中止・バランス再調整の関係

ヘッジ会計要件		リスク管理目的	
		不変	変更
有効性要件	充足	継続（任意の中止不可）	中止
	未充足	バランス再調整	中止

(項目グループのヘッジ)

28. IAS 第 39 号では、ヘッジされたリスクに対するグループの各項目の公正価値変動が、同リスクに対するグループ全体としての公正価値変動におおむね比例的であると見込まれる場合にのみ、グループをヘッジ対象とすることが認められている。また、純額ポジションのヘッジはできないとされている (IAS 第 39 号 84 項)。
29. これに対して、本基準では、個々に適格なヘッジ対象である項目で構成されており、グループの各項目がリスク管理の目的上、グループとして一緒に管理されている場合には、純額ポジションのケースも含め、グループでのヘッジが認められる (公正価値変動がおおむね比例的との要件はない)。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジで、各項目のキャッシュ・フローの変動性がグループのキャッシュ・フローの全体的な変動性にほぼ比例していると予想されず、純額のリスク・ポジションが生じる場合には、次の 2 つの追加要件を満たす場合にグループでのヘッジが認められる。  
(6.6.1 項)
- (a) 為替リスクのヘッジである。かつ、
- (b) その純額ポジションの指定が、予定取引が純損益に影響すると見込まれる報告期間を、その内容及び数量とともに特定している。
30. なお、グループを構成する各項目が変動するオープン・ポートフォリオに関しては、マクロヘッジ活動の会計のプロジェクトで検討されている。

(オプションの時間価値)

31. IAS 第 39 号では、オプションをヘッジ手段とした場合で、かつ、その本源的価値のみをヘッジ手段に指定した場合に、残余の時間的価値は FVPL で処理することとされている。これに対して、本基準では、企業はこの時間価値を、保険の場合と同様に、ヘッジを行うコストと考えていることから、一旦 OCI で認識し、ヘッジ対象の種類が取引関連の場合と期間関連の場合に分けて取り扱うこととしている (【図

表4】を参照)。(6.5.15項)

32. 先渡契約の金利要素、金融商品の外貨ベース・スプレッドについても同様に取り扱ってよいこととされている(6.5.16項)。

【図表4】OCIに認識した時間価値の取扱い

	取引関連の場合	期間関連の場合
性質	時間的価値が取引のコストの性格を有する場合 例えば、商品の購入を商品価格リスクに対してヘッジしており、その取引コストを棚卸資産の当初測定に含める場合など。	ヘッジ対象の性質が、時間的価値が特定の期間にわたるリスクに対する防御を得るためのコストの性質を有する場合。 例えば、商品在庫を6ヶ月間にわたり対応する期間の商品オプションを使って公正価値の下落に対してヘッジしている場合。
会計処理	ヘッジ対象がその後に非金融資産若しくは非金融負債、又は公正価値ヘッジ会計が適用される非金融資産又は非金融負債に係る確定約定の認識を生じる場合、OCIの累積額を資本から除去し、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に直接含める。 それ以外のヘッジ関係については、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間で、OCIの累積額を資本から純損益にリサイクルする。	オプションの本源的価値についてのヘッジ調整が純損益に影響を与える可能性のある期間にわたって規則的かつ合理的な基準で償却(リサイクル)する。

(非金融商品を売買する契約)

33. 本基準の公表に伴う IAS 第 39 号の改正で、企業は、会計上のミスマッチの解消又は著しい低減のために、自己使用する契約について公正価値オプションを適用することが認められた。(IAS 第 39 号 5A 項)

(信用エクスポージャーに対する公正価値オプション)

34. 本基準では、企業が信用リスクを管理する場合の公正価値オプションの適用を柔軟にしている。金融機関は、クレジット・デリバティブを使って貸付活動から生じる信用リスクを管理することがある。しかし、例えば貸出金の中から信用リスク要素を切り出すことが困難であることや、貸出金の特性を反映した柔軟で能動的なリスク管理が行われていることなどから、ヘッジ会計や既存の制限的な公正価値オプションは利用されておらず、その結果、会計上のミスマッチが発生していた(貸出金は償却原価、クレジット・デリバティブは FVPL)。公正価値オプションの適用の柔軟化は、こうした問題に対応するものである。
35. 具体的に、本基準では、ある金融商品の全部又は比例的な一部分の信用リスク(信用エクスポージャー)を管理するために FVPL のクレジット・デリバティブを使用している場合、次の要件を満たすのであれば、当該金融商品<sup>4</sup>を、そのように管理されている場合で、FVPL に指定することができる(6.7.1 項)。
- (a) 信用エクスポージャーの名義(例えば、借手又はローン・コミットメントの保有者)が、クレジット・デリバティブの参照企業と一致している、かつ、
  - (b) 当該金融商品の優先順位が、クレジット・デリバティブに従って引き渡される可能性のある金融商品の優先順位と一致している。
36. 企業のこの指定は、通常の公正価値オプションと異なり、当初認識時だけでなく、当初認識後、あるいは未認識の間でも可能であるが、指定と同時に文書化が要求される。また、任意の中止はできない。(6.7.3 項)

<sup>4</sup> IFRS 第 9 号の適用範囲外であるローン・コミットメントも指定可。

(開示)

37. これまでのヘッジ会計の開示に代えて、次の事項に関する開示が要求されている。

(IFRS 第7号 21A 項)

- (a) 企業のリスク管理戦略及びそれをどのようにリスク管理に適用しているか
- (b) 企業のヘッジ活動が、将来キャッシュ・フローの金額、時期、及び不確実性にどのように影響する可能性があるか
- (c) ヘッジ会計が企業の財政状態計算書、包括利益計算書及び持分変動計算書に与えた影響

38. これらの開示は財務諸表において単一の注記又は独立のセクションで提供しなければならないとされている (IFRS 第7号 21B 項)。また、開示する情報がリスク区分ごとに区別するように要求している場合には、そのリスク区分を、ヘッジ会計に適用しているリスク・エクスポージャーと整合させる必要がある (IFRS 第7号 21C 項)。

#### 発効日、経過措置

39. IFRS 第9号全体の強制発効日は、従前、2015年1月1日以後開始する事業年度とされていたが、本基準では、日付は取り除かれ、単に適用可能とされているのみである。(7.1.1 項)

40. 本基準を適用する場合には、原則として、IFRS 第9号すべて(分類及び測定等も含め)を同時に適用する(7.1.1 項)。しかし、公正価値オプションを金融負債に適用する場合の信用リスク部分のOCI処理については、他の部分を適用していなくても個別に適用可能とされている(7.1.2 項)。

41. また、本基準の適用は、基本的に遡及適用されるが、ヘッジ会計については、適用開始日に適格要件を満たしたうえで将来に向かって適用するとされている

(7.2.17-18 項)。

42. また、本基準の取扱いに代えて、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を引き続き適用することも選択できるとされている (7.2.16 項)。

以 上